



加入しようよ！ 町内会・自治会に

留萌市自治基本条例のもと、「市民」「議会」「市」が連携・協力しながら
市民一人ひとりが幸せに暮らしていけるようなまちづくりを進めています。

問 市・政策調整課

TEL 42-1809

みんなで一緒に取り組む " 住みよい地域づくり "

◆町内会・自治会 5つの機能

町内会・自治会は、「自分たちが暮らす地域を自分たちの力で住みよい地域にしていくこと」
を目的に組織された任意団体です。町内会・自治会には、次の5つの機能があります。

相互扶助

地域住民が協力し合いながら、良好な生活環境
づくりに取り組むことができます。

自 治

地域住民が自分たちが暮らす地域の課題を把握
し、問題の解決に向けて話し合い、協力し合うこ
とで、より良い生活環境を築くことができます。

親睦・連帯

町内会・自治会の行事参加や、回覧などで情報
共有を図ることで、地域住民同士の信頼関係を育
むことができます。

生活環境の維持・改善

各町内会のクリーンステーションの管理や地域
の清掃活動などを通じ、地域の力で快適な生活環
境を守ることができます。

安全・安心

地域住民が力を合わ
せ、自主的に防犯活動
や防災訓練などに取
組むことで、誰もが安
心して暮らすことが
できるまちづくりを推
進することができます。



◆町内会・自治会 4つの活動

町内会・自治会では、大きく分けて「情報の提供」「ふれあいのまちづくり」「安全で安心
なまちづくり」「きれいなまちづくり」の4つの活動に取り組んでいます。

①情報の提供

「広報留萌」の配布
や町内回覧などを通
じ、生活に必要な情報
をお知らせしていま
す。



③安全で安心なまちづくり

地域の安全を守るため、街路灯の設置・維持管理
を行っているほか、災害に備えて自主防災活動など
に取り組んでいます。

②ふれあいのまちづくり

町内会・自治会の親睦を深めるため、夏祭りやラ
ジオ体操、敬老会などの催しを開き、子どもからお
年寄りまでの、幅広い年齢層の地域住民が交流でき
る機会を提供しています。

④きれいなまちづくり

快適で美しいまちづくりのため、各町内に設置し
ているクリーンステーションの管理をはじめ、清掃
活動や花壇整備など地域の環境美化に努めていま
す。

◆住民組織運営助成金について

市では住民組織の自主活動の促進を図り、住民福祉の増進と連帯する地域づくりを目的に助成金を交付しています。

※申請手続きは、5月30日(金)までとなっていますので、期限までに申請書の提出をお願いします。

【住民組織に対する助成】

- ① 1 組織につき 7,800 円 ②町内会加入世帯 1 世帯（4 月 1 日現在）につき 1 0 0 円
- ③一般社団法人北海道町内会連合会が行う共済事業の会費の 2 分の 1
- ④老人クラブの運営に対する助成
老人クラブへ助成している場合、1 組織につき 5,000 円。ただし、助成している額が 5,000 円未満の場合は、助成している額とします。

【行政協力に対する助成】

- ①市の広報誌配布については、広報誌配布世帯 1 世帯（4 月 1 日現在）につき 1 2 0 円
- ②地域の環境美化については、町内会加入世帯 1 世帯（4 月 1 日現在）につき 1 5 0 円



【その他】

- ①住民組織で設置し維持管理する街路灯の電灯料金（前年度 1 年分× 1 / 2）
※町内会等で電気料を払っている街路灯のみ対象となります。
- ②会館などの火災保険料（年間保険料× 1 / 2）
- ③会館などの維持管理に係る除排雪、雪下ろしなどに要する経費（前年度 1 年分× 1/2・上限 50,000 円）

～会館の解体に対する助成金額～

助成を受ける年度中に会館の解体を行う場合、対象会館の解体、運搬、処分に要する費用の 3 分の 2。ただし、1,000,000 円を上限とします。

※会館の解体に要する費用は、備品などの搬出、処分に要する費用は含まないものとします。

※会館の解体による収入がある場合は、費用から控除します。

※会館の解体に対する助成金額の合計に 1 0 0 円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

住民組織運営助成金に関するページ（市 HP）QR ▶



◆街路灯設置等補助金制度について

市内において街路灯を設置し、これを維持管理する町内会・自治会、街路灯組合に対し補助金を交付し、交通の安全及び保安を図るとともに市内の美観を保持することを目的としています。

【補助金額】

設置又は修繕に直接かかった費用に対し、3 分の 2 以内を補助。ただし、1 灯につき 50,000 円が上限となります。

※ 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとします。

【補助対象】

- ①新規で街路灯を取り付ける場合 ②点灯不良等により、既存の街路灯の修繕を行う場合

【申請方法】

- ①工事着手 7 日前までに「街路灯設置等補助金交付申請書」を市・政策調整課に提出してください。

- ②工事完了後、14 日以内に「街路灯設置等工事完了届」を市・政策調整課に提出してください。

※点灯不良等により、既存の街路灯の修繕を行う場合は事前着手届を提出することで、交付決定前に工事を着手することも可能です。

街路灯設置等補助金に関するページ（市 HP）QR ▶



あなたも 町内会・自治会に加入しよう！

▼自然災害など「もしも」の際には、ご自身が暮らしている地域での助け合いが重要となります。そのためには、日頃からの住民同士の支え合いや、地域の絆づくりが大切です。

町内会・自治会へ加入する場合は、ご自身が暮らしている地域の町内会・自治会の会長、役員（総務部長など）へお問い合わせください。

地域の町内会・自治会の会長または役員が分からない場合は、市・政策調整課（電話：42-1809）へご連絡ください。



町内会・自治会に関するページ（市 HP）QR ▶

